労働者安全衛生対策部会 【資料 5 – 1】

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策について



2021年10月14日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス感染拡大抑制に向けた対策見直しについて

<概要>

- ○これまで、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食、県外への往来や会合への参加の自粛要請、在宅勤務の推進などの感染拡大防止対策を継続実施中。
- ○政府による緊急事態宣言の解除等を踏まえ、10月8日から福島第一原子力発電所における感染拡大抑制対策の一部を変更。今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでまいる。
- ○新型コロナウイルスワクチンの職域接種希望者(約3,700名、うち、社員約950名、協力企業作業員約2,750名)については、9月14日の接種をもって職域接種を完了
- ○10月11日時点では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、104名(社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員92名、取引先企業従業員1名)、うち、9月2日以降の累計感染者数はゼロ。
- ○感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない。

く主な変更点>

1. 出張の厳選

- やむを得ず出張する必要がある場合は、勤務地および出張先の感染状況を踏まえ「厳選」
- 出張先が立地県の場合のみ移動前に抗原検査を実施

2. 単身赴任者などの移動

- 単身赴任者などの移動は、勤務地および自宅の感染者状況を踏まえ、不要不急かどうかを各自 がより慎重に判断することを要請
- 「緊急事態宣言」、「まん延防止」適用エリアを跨ぐ移動の際は、上司が確認。また、帰宅中の行動履歴に問題がないことを上司が確認のうえ、出社の可否を判断

3. 会食の制限

- 会食はリスクを考慮のうえ、慎重に判断
- 「3密」「大人数」「不特定多数」での会食を回避する
- 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- 家族を含め、上記自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策 を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務もしくは自主的な抗原検査実施 を必須とする

4. 発電所への新規入所者管理

- 福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施
 - ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く
 - 2週間の行動歴を確認
 - 抗原検査を実施し、結果に問題が無いことを確認する

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項 (全体) (1/3)

<東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通>

- 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施(継続実施)
 - 発電所各所(新事務本館2か所、入退域管理棟2か所、協力企業棟 2か所、正門)において、体表温度検査を行い、37.0℃以上の場合は 入館(入所)不可としている(現時点で入所不可となった者はいない)
- 食堂の対面喫食禁止、各食堂の椅子の間引きを実施(継続実施)
- 食堂での黙食の徹底(継続実施)
- 行動制限への対応
 - 勤務地および出張先の感染状況を踏まえ、不要不急か慎重に判断
 - 会食はリスクを考慮のうえ、慎重に判断。「3密」「大人数」 「不特定多数」での会食を回避。具体的な「行動履歴の記録」を徹底。

■ 発電所への新規入所者管理

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施※現所属が拍験刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- 2週間の行動歴を確認
- 抗原検査を実施し、結果に問題が無いことを確認する
- 新型コロナウイルスワクチンの職域接種
 - 6月28日より実施。現時点で接種を希望している対象者(約3,700名、うち、社員約950名、協力企業作業員約2,750名)への職域接種については、9月14日の接種をもって完了

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項 (全体) (2/3)

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限

- 福島県外への出張は原則TV会議等を活用し、県外移動は厳選
- 立地県(福島県、新潟県、青森県)への出張は移動前に抗原検査キットによる検査を実施

■ 単身赴任者などの移動

- 単身赴任者などの移動は、勤務地および自宅の感染者状況を踏まえ、不要不急かどうかを 各自がより慎重に判断することを要請
- 「緊急事態宣言」、「まん延防止」適用エリアを跨ぐ移動の際は、上司が確認。また、帰宅中の行動履歴に問題がないことを上司が確認のうえ、出社の可否を判断

■ 会合及びイベントへの参加自粛

- 会食はリスクを考慮のうえ、慎重に判断
- 「3密」「大人数」「不特定多数」での会食を回避する
- 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- 家族を含め、上記自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防 対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務もしくは自主的な<mark>抗原 検査実施</mark>を必須とする

■ マスク着用義務(継続実施)

• 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項 (全体)(3/3)

<東京電力HD(株)社員>

- 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認(継続実施)
 - 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
 - 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
 - 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への 報告を指示
- 時差勤務、在宅勤務の推奨(継続実施)
 - 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
 - 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進
- 独単身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入(継続実施)
 - 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

- 協力企業に対する情報連絡の依頼(継続実施)
 - 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には 当社への報告を指示
 - 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示
- メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い(継続実施)
 - 来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制

- > 現状の当直体制(勤務シフト)は通常体制
- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、 当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている
 - 通勤バスの扱い
 - 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
 - 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避
 - 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート(又は時差)による分離
 - 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
 - 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策
 - 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
 - 追跡調査のため入出者名簿を記録(所属、氏名、入室時間)
 - 運転員の執務環境関係
 - 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
 - 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を 取って実施
 - 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止
 - 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

4. その他

■ 感染者が出たときの対策(東電社員及び協力企業作業員共通)

- 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・濃厚接触者(疑い者も含む)のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の 指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

・ 視察者の受入れは、7月12日より中止していたが、緊急事態宣言の解除に伴い、 10月1日より再開

■ 各装備品の取り扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが 続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備に ついては、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、 福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に 向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提 とした各装備品(防護装備)の柔軟な取り扱いなどをしている